

## 公 告

### 尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業の書類 の送付にかわる公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業の別表に記載する者に対する「建築物等除却通知及び照会」については、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告します。

令和7年8月26日

尾張都市計画事業

小牧岩崎山前土地区画整理事業

施 行 者 小 牧 市

代 表 者 小牧市長 山下 史守朗

#### 通知の内容

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定に基づき、別紙のとおり建築物等除却通知及び照会をします。

#### 教示

- 1 この通知について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）が、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、通知の日から1年を経過すると審査請求することができなくなります。
- 2 行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）

から6月以内に小牧市を被告として取消訴訟を提起することができ  
ますが、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内  
であっても、通知の日から1年を経過すると取消訴訟を提起するこ  
とができなくなります。

なお、別表及び別紙の掲載は省略し、それらを小牧市役所の掲示板  
及び愛知県小牧市岩崎229番地11所在の岩崎東区会館の掲示板  
において掲示しています。